平成２２年（フ）第６２０８号
大阪府東大阪市川田３丁目９番６号
破産者　アクアスポーツ株式会社
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６号
岡山市北区延友425番地１　シティコーポ延友609号
破産者　佐伯　　收
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
北海道石狩郡当別町太美スターライト1509番地47
破産者　有限会社あいおい興業
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
千葉県市川市中国分３－６－12、開始決定時の住所青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁20番地１
破産者　加藤　幸夫
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
宮城県加美郡加美町字鹿原谷地袋９番地
破産者　有限会社工藤建設
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
福島県郡山市安積３丁目332番地の２
破産者　有限会社フォトショップニシマキ
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
栃木県大田原市中野内985番地３
破産者　岡野　保則
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１８２号
富山県高岡市本町２番１号
破産者　中央精機工業株式会社
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６５号
東京都港区東麻布１丁目５番１号パシフィックレジデンス302号
破産者　有限会社フォール・フォア
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
静岡県浜松市中区肴町313番地の12
破産者　有限会社エムズプロジェクト
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
愛媛県松山市内宮町507番地１
破産者　有限会社ライズホーム
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙528番地
破産者　有限会社酒のイナダ
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９１３号
さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎455番地１
破産者　日本クラウンロード株式会社
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県鴻巣市本町３丁目１番25号
破産者　有限会社三宝商事
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０００号
埼玉県坂戸市花影町３番15号
破産者　有限会社幸福電気
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３号
埼玉県川越市鯨井新田１番地20
破産者　有限会社フリップフラップ
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８０号
北九州市八幡西区陣山２丁目１番３号
破産者　株式会社吾妻
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２号
岩手県一関市花泉町老松字水沢155番地２
破産者　有限会社ガイア
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７９号
秋田県湯沢市北荒町６番１号
破産者　有限会社グローバル興産
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９２９号
川崎市麻生区高石４丁目35番11号
破産者　株式会社ベン・コマース
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
川崎市高津区子母口783番地
破産者　有限会社成田ボード
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
川崎市幸区小向仲野町２番17号
破産者　有限会社石川産業
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
金沢市尾張町１丁目８番８号
破産者　丸西食品工業株式会社
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所